

給与支払報告書 記載例・記載要領

給与支払報告書は令和8年2月2日(月)が提出期限です。

給 与 支 払 報 告 書 (個人別明細書)	※										※種別	※整理番号		※			
	※区分										(受給者番号)						
	支 払 を受 け る 者 所	① 富津市下飯野2443										(個人番号) 123456789012					
												(役職名) 代表取締役					
	氏名											(フリガナ) フツタロウ					
												富津太郎					
	種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額			源泉徴収税額					
	内	千	円	内	千	円	内	千	円	内	千	円					
	給与・賞与	②	12,000	000	③	900	000	④	4,499	846	⑤	456	800				
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	老人	配偶者(特別) 控除の額	⑥	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 である 配偶者の数						
有	從人	④	千	⑤	人	從人	内	人	人	特 別 内	⑦						
O		130,000		1	2			1	5	人	1	1					
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額													
⑨	千	円	⑩	千	円	⑪	千	円									
630,000	(120,000)	909,846	120,000	50,000	205,000												
(摘要)																	
(1) 富津さくら(年少) (前職分)富津物流(株) 富津市富津999-99 R5.5.31退職 支払3,520,000 社保327,186 源泉35,820																	
訂正																	
生命保険 の金額 内訳	生命 保険 料 の金額	円	旧生命 保険料 の金額	円	介護医療 保険料 の金額	円	新個人年金 保険料 の金額	円	旧個人年金 保険料 の金額	円							
⑫	30,000		120,000		120,000		5,000		180,000								
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳	住宅借入金 等特別控除 適用数	1	居住開始年月 日(1回目)	年 月 日	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	住(特)	住宅借入金等 年末残高 (1回目)	20,500,000									
	⑬	205,000	居住開始年月 日(2回目)	年 月 日	住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)										
(源泉・特別) 控除対象 配偶者	(フリガナ) フツハナコ	区 分	配偶者の 合計所得	480,000	国民年金保 険料等の金額	⑭	旧長期損害 保険料の金額	10,000									
	氏名	富津花子			基礎控除の額	⑮	所得金額 調整控除	⑯	50,000								
⑰	456789012345																
控除対象扶養親族	1	富津トミオ	区 分 01	(フリガナ) フツユウジ	区 分 ○	5人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号											
	氏名	富津富雄		氏名	富津勇二												
	個人番号	987654321098		個人番号	678901234567												
	(フリガナ)	フツサチコ	区 分	(フリガナ)	フツスミレ	区 分											
	2	富津幸子		氏名	富津すみれ												
個人番号	876543210987		個人番号	901234567890													
(フリガナ)	フツカズヤ	区 分 10	(フリガナ)	フツサンタ	区 分												
3	富津一也		氏名	富津三太													
個人番号	890123456789		個人番号	234567890123													
(フリガナ)	フツボタン	区 分	(フリガナ)	フツボタン	区 分												
4	富津ぼたん		氏名	富津ぼたん													
個人番号	345678901234		個人番号	345678901234													
未成年者	外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者 特別 その他	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	⑳ 中途就・退職			受給者生年月日					
(市区町村提出用)									就職	退職	年 月 日	元 号	年	月	日		
支 払 者	⑲								○	5	6	1	昭和	38	12	20	
個人番号又は 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰めで記載してください。)			
住所(居所) 又は所在地	富津市富津999-99												㉑				
氏名又は名称	富津商事(株)														(電話) 0439-80-1241		

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

記載欄名	記載すべき事項
① 支払を受ける者	【住所】欄：給与等の支払を受ける方（受給者）の 1月1日 （中途退職者は、退職時） 現在 の住所を記載してください。 【個人番号】欄：受給者の個人番号（マイナンバー）を記載してください。 【氏名】欄：フリガナは必ず記載してください。
② 支払金額	その年中に支払の確定した給与等の金額を記載してください。 【内】欄には、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。
③ 給与所得控除後の金額（調整控除後） ※年末調整をした受給者のみ記載	支払金額に応じて求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
④ （源泉）控除対象配偶者の有無等	【有】欄：主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、控除対象配偶者を有しているときは「〇」を付してください。年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「〇」を付してください。 【従有】欄：従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合には「〇」を付してください。 【老人】欄：控除対象配偶者（源泉控除対象配偶者）が老人控除対象配偶者である場合には「〇」を付してください。 （注）対象となる配偶者がいる場合には、⑰【（源泉・特別）控除対象配偶者】欄に氏名等を記載してください。
⑤ 配偶者（特別）控除の額 ※年末調整をした受給者のみ記載	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。 ※受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。 また、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は又は133万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
⑥ 【控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）】 【16歳未満の扶養親族の数】	【特定】欄：特定扶養親族がいる場合に記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した特定扶養親族の数を記載してください。 【老人】欄：老人扶養親族がいる場合に記載してください。 「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、そのうち受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載し、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を記載してください。 【その他】欄：特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族がいる場合に記載してください。 「左の欄」には、主たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した扶養親族の数を、「右の欄」には、従たる給与等の支払者が、自己が支払う給与等から控除した扶養親族の数を記載してください。 【特親】欄：主たる給与等において、年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には、「左の欄」に、主たる給与の支払者が自己が支払う給与から控除した特定親族の数を記載してください。 【16歳未満の扶養親族の数】欄：16歳未満である扶養親族の人数を記載してください。 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税の判定などに影響します。 （注）扶養親族の数の対象となる扶養親族については、⑰【控除対象扶養親族】欄・【16歳未満の扶養親族】欄に氏名等を記載してください。
⑦ 障害者の数（本人を除く。）	【特別】欄：「点線の右側」には、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者である場合のその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載してください。 【その他】欄：特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。
⑧ 非居住者である親族の数	控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族又は16歳未満の扶養親族のうちに、 国内に住所を有しない方がいる 場合には、その人数を記載してください。
⑨ 特定親族特別控除の額 ※年末調整をした受給者のみ記載	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。 （注）親族等の合計所得金額が58万円以下の場合又は123万円を超える場合は、特定親族特別控除の適用を受けることはできません。
⑩ 社会保険料等の金額	給与等を支払う際にその給与等から控除した社会保険料の金額、「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。 【内】欄には、小規模企業共済等掛金の額を内書きしてください。
⑪ 住宅借入金等特別控除の額 ※年末調整をした受給者のみ記載	年末調整の際に「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 ※算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載します。 （注）所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合、住民税でも控除を受けられることがありますが、この項目と⑬【住宅借入金等特別控除の額の内訳】欄の記載に誤りがあると正しい住民税の算定ができないことがあります。
⑫ 生命保険料の金額の内訳 ※年末調整をした受給者のみ記載	「給与所得者の保険料控除申告書」に記載された保険料の区分ごとに支払った金額を記載してください。 （注）生命保険料等控除は住民税と所得税で計算方法が異なります。記載に誤りがあると正しい住民税が算定できないことがあります。

記載欄名	記載すべき事項																								
(13) 住宅借入金等特別控除の額の内訳 ※年末調整をした受給者のみ記載	<p>【住宅借入金等特別控除適用数】欄 年末調整の際に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記載してください。 なお、適用数が3以上の場合には、3回目以降について、②【（摘要）】欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び住宅借入金等年末残高を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除可能額】欄 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載してください。</p> <p>【住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）】欄 適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>控除申告書・証明書の表示</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）</td><td>（元号●年中居住者用）</td><td>住</td></tr> <tr> <td>一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）</td><td>住（持家）</td></tr> <tr> <td>認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合</td><td>（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）</td><td>認</td></tr> <tr> <td>認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）</td><td>認（持家）</td></tr> <tr> <td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）</td><td>増</td></tr> <tr> <td>東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合</td><td>（元号●年中居住者・震災再取得等用）</td><td>震</td></tr> <tr> <td>震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき</td><td>（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）</td><td>震（持家）</td></tr> </tbody> </table> <p>※当該住宅の取得や増改築等が特定取得に該当する場合には「（特）」、特別特定取得（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）は「（特特）」、特例特別特例取得は「特特特」と併記してください。 (例)「住（特特）」)</p> <p>なお、居住開始が令和5年1月1日以後の場合は、「（特）」、「（特特）」及び「（特特特）」の区分の対象となりませんので併記は不要です。控除証明書への表示もありませんのでご留意ください。 (注)所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合、住民税でも控除を受けられることがあります。この項目と⑪【住宅借入金等特別控除の額】欄の記載に誤りがあると正しい住民税が算定できないことがあります。</p>	区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（持家）	認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（持家）	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（持家）
区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法																							
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住																							
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・特例居住用家屋用）	住（持家）																							
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・認定住宅（等）用）	認																							
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認（持家）																							
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増																							
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・震災再取得等用）	震																							
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震（持家）																							
(14) 【国民年金保険料等の金額】 【旧長期損害保険料の金額】 ※年末調整をした受給者のみ記載	<p>【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額を記載してください。</p> <p>【旧長期損害保険料等の金額】欄 地震保険料の控除額のうち「給与所得者の保険料控除申告書」に記載された旧長期損害保険料に該当する金額を記載してください。</p>																								
(15) 基礎控除の額 ※年末調整をした受給者のみ記載	基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。なお、「給与所得者の基礎控除申告書」の「基礎控除の額」欄に記載がないなど、基礎控除の適用がない場合には「O」と記載してください。																								
(16) 所得金額調整控除額 ※年末調整をした受給者のみ記載	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。																								
(17) 【（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族】 【配偶者の合計所得金額】 【16歳未満の扶養親族】	<p>配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者（年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者）の氏名、フリガナ及び個人番号（マイナンバー）を記載してください。なお、これらの方が非居住者である（国内に住所を有しない）場合には、区分の欄に「O」を付してください。</p> <p>また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。</p> <p>●控除対象扶養親族の分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の区分</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>空欄※1</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳未満又は70歳以上）</td><td>O1</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）</td><td>O2</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）</td><td>O3</td></tr> <tr> <td>非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）</td><td>O4</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 源泉徴収票を書面で税務署へ提出する場合は、空欄としてください。 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。 ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記O2～O4の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。</p>	控除対象扶養親族の区分	記載方法	居住者	空欄※1	非居住者（30歳未満又は70歳以上）	O1	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	O2	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	O3	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	O4												
控除対象扶養親族の区分	記載方法																								
居住者	空欄※1																								
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	O1																								
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	O2																								
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	O3																								
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	O4																								

記載欄名	記載すべき事項																																											
⑯ 【(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族】 【配偶者の合計所得金額】 【16歳未満の扶養親族】(つづき)	<p>また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に次のように記載してください。</p> <p>●特定親族特別控除の額の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族特別控除の額</th><th>区分 (特定親族が居住者)</th><th>区分 (特定親族が非居住者)</th><th>合計所得金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>63万円</td><td>10</td><td>11</td><td>58万円超 85万円以下</td></tr> <tr><td>61万円</td><td>20</td><td>21</td><td>85万円超 90万円以下</td></tr> <tr><td>51万円</td><td>30</td><td>31</td><td>90万円超 95万円以下</td></tr> <tr><td>41万円</td><td>40</td><td>41</td><td>95万円超 100万円以下</td></tr> <tr><td>31万円</td><td>50</td><td>51</td><td>100万円超 105万円以下</td></tr> <tr><td>21万円</td><td>60</td><td>61</td><td>105万円超 110万円以下</td></tr> <tr><td>11万円</td><td>70</td><td>71</td><td>110万円超 115万円以下</td></tr> <tr><td>6万円</td><td>80</td><td>81</td><td>115万円超 120万円以下</td></tr> <tr><td>3万円</td><td>90</td><td>91</td><td>120万円超 123万円以下</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要があります。</p> <p>【配偶者の合計所得金額】欄 配偶者の合計所得金額を記載してください。なお、年末調整を行っていない方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。</p> <p>(注) 収入金額を記載されると正しい住民税の算定ができないことがあります。</p> <p>【16歳未満の扶養親族の数】欄 16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、区分の欄に「○」を付してください。</p> <p>(注) 16歳未満の扶養親族は扶養控除の適用はありませんが、住民税の非課税の判定などに影響します。</p>				特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	63万円	10	11	58万円超 85万円以下	61万円	20	21	85万円超 90万円以下	51万円	30	31	90万円超 95万円以下	41万円	40	41	95万円超 100万円以下	31万円	50	51	100万円超 105万円以下	21万円	60	61	105万円超 110万円以下	11万円	70	71	110万円超 115万円以下	6万円	80	81	115万円超 120万円以下	3万円	90	91	120万円超 123万円以下
特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額																																									
63万円	10	11	58万円超 85万円以下																																									
61万円	20	21	85万円超 90万円以下																																									
51万円	30	31	90万円超 95万円以下																																									
41万円	40	41	95万円超 100万円以下																																									
31万円	50	51	100万円超 105万円以下																																									
21万円	60	61	105万円超 110万円以下																																									
11万円	70	71	110万円超 115万円以下																																									
6万円	80	81	115万円超 120万円以下																																									
3万円	90	91	120万円超 123万円以下																																									
⑰ 【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】 【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】	控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記載してください。この場合、個人番号の前には⑯【(摘要)】欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、対応関係が分かるようにしてください。(例「(1)個人番号」)																																											
⑲ 【未成年者】から【勤労学生】までの各欄	各欄について該当する事項がある場合に「○」を付してください。																																											
⑳ 中途就・退職	年の中途で就職や退職(死亡退職を含みます。)した方については「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。																																											
㉑ 支払者	給与等の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記載してください。 個人番号(マイナンバー)を記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。																																											
㉒ 摘要	<p>1 普通徴収とする場合は、下記のなかから該当する符号を記載してください。(例「普A」)</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>普A :</td><td>総従業員が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当するすべて(他市区町村分を含む)の従業員数を差し引いた人数)</td></tr> <tr><td>普B :</td><td>他の事業所で特別徴収されている</td></tr> <tr><td>普C :</td><td>給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が103万円以下)</td></tr> <tr><td>普D :</td><td>給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)</td></tr> <tr><td>普E :</td><td>事業専従者(個人事業主のみ対象)</td></tr> <tr><td>普F :</td><td>退職者又は退職予定者(5月末日まで)</td></tr> </tbody> </table> <p>2 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】欄又は【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。</p> <p>また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を記載してください。</p> <p>(1) 16歳未満の扶養親族の場合→氏名の後に「(年少)」と記載してください。</p> <p>(2) 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が非居住者の場合→氏名の後に「(01)」のように、3ページの「●控除対象扶養親族の分類」の表の記載に対応する数字を記載してください。また、16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。</p> <p>(3) 特定親族の場合→氏名の後に「(11)」のように、3ページの「●特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。</p> <p>(注) 個人番号(マイナンバー)については、「(摘要)」欄に記載せず、⑯【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】欄又は【5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号】欄に記載してください。</p> <p>3 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「氏名(同配)」)。</p>				普A :	総従業員が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当するすべて(他市区町村分を含む)の従業員数を差し引いた人数)	普B :	他の事業所で特別徴収されている	普C :	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が103万円以下)	普D :	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	普E :	事業専従者(個人事業主のみ対象)	普F :	退職者又は退職予定者(5月末日まで)																												
普A :	総従業員が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当するすべて(他市区町村分を含む)の従業員数を差し引いた人数)																																											
普B :	他の事業所で特別徴収されている																																											
普C :	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が103万円以下)																																											
普D :	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)																																											
普E :	事業専従者(個人事業主のみ対象)																																											
普F :	退職者又は退職予定者(5月末日まで)																																											

記載欄名	記載すべき事項	
(2) 摘要 (つづき)	4 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて次のとおり記載してください。	
	要件	記載方法
	本人が特別障害者	記載不要（※）
	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配） 例）富津 花子（同配）
	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整） 例）富津 太郎（調整）
	扶養親族が年齢23歳未満	
	※「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付してください。 ただし、【〔源泉・特別〕控除対象配偶者】欄、【控除対象扶養親族】欄又は【16歳未満の扶養親族】欄に記載されている場合は、記載を省略できます。	
	5 年末調整の際に3以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。	
	6 年の中途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、(1)他の支払者の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、(2)他の支払者のもとを退職した年月日、(3)他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。	
	7 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「○〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。（例：日中租税条約第21条該当）	
	8 その他、連絡事項等（訂正・追加など）がある場合にはその旨を記載してください。 訂正 … 個人別明細書に記載誤り等があった場合。提出済みの個人別明細書を差し替えます。 追加 … 個人別明細書の報告漏れがあった場合。 例：受給者4人 1/20に3人分提出、1/25に1人分提出の場合、後で提出した1人分が「追加」 (注) 「訂正」や「追加」は、必ず該当する方のみの「個人別明細書」と「総括表」を提出してください。 すでに提出済みの方の個人別明細書を「訂正」・「追加」分と併せて再提出すると二重課税の原因となります。	
	9 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者、扶養親族又は特定親族がいる場合に、「給与支払報告書」の摘要欄に氏名等を記載してください。	